

長崎県五島市
(五島列島)



地域おこし協力隊

空き家バンクの物件登録促進

空き家はあるのに流通しない

移住したいのに家がない

島の課題解決に
挑むチャレンジャー
大募集!!

長崎県五島市について

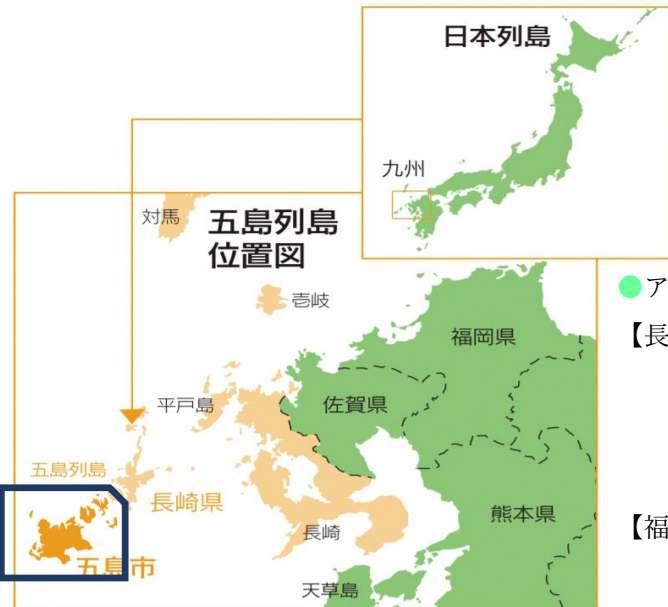
長崎県の西に浮かぶ大小約150の島々からなる五島列島。

五島列島の最南端にある五島市は、五島列島最大の島 福江島、久賀島、奈留島の大きな3つの島を含む10の有人島と53の無人島で成り立っています。

美しい自然や新鮮で豊富な食材、古い歴史と文化に恵まれている五島市は、新しい事業や雇用が生まれ続けている元気な島でもあります。

暮らしの環境も整っており、複数の大型スーパーやドラッグストア、総合病院や診療所があるほか、保育所や小中学校も多数あり、「安心して暮らせる島」と多くの方の移住先に選ばれています。

直近5年間で**1,000人を超える移住者**を受け入れています。うち30代までの若い世代が7割以上を占めており、定着率は8割を超えています。



● アクセス

【長崎から】

長崎空港から飛行機で約30分

長崎港から高速船（ジェットフォイル）で約85分

フェリーで約3時間10分

【福岡から】

福岡空港から飛行機で約40分

博多港からフェリーで約8時間30分



移住先として大人気の島！なのに「家」が足りない・・・

五島市は「住みやすい離島」として移住先としても人気の島で、5年間で1,000人を超える移住者を受け入れています。
移住を希望している人はまだまだ多く、年間約600件の移住相談を受けています。

でも・・・

- ・マンションやアパートなどの集合住宅が少ない
- ・集合住宅タイプの新築が建ち始めたけど単身者用が多い
- ・空き家は多いけど、すぐに住めない物件がほとんど

移住相談者のうち、およそ半数はファミリー層。
なのに、ファミリー向けの「家」が足りません！

家探しのハードルが高く、移住したいのに移住できない人たちのために。
そして、空き家を活用したいけど何から手を付けていいかわからない方達のために。

協力職員には、活動拠点として市役所の地域協働課移住定住促進班に自分のデスクを持ち、行政担当者として協働しながら、空き家物件の登録促進に向けて、所有者へのアプローチや相談対応、補助制度の周知啓発活動などを行っています。



“和気あいあい”とした雰囲気の中で仕事をする私たちと一緒に「空き家問題の解決」にチャレンジしませんか？



一緒に働く仲間からひとこと（写真左から）

- 地域協働課 課長 谷合 眞治
眠っている家を起こしてくれるチャレンジ精神旺盛なあなたの応募をお待ちしています！
- 移住定住促進班 係長 平野 梓
気軽に意見を交わしたりアイデアを提案したりできる、フラットな職場です。私たちと一緒に、楽しくチャレンジしませんか？
- 移住定住促進班 後藤 みなみ
五島市の空き家問題について、あなたの力を貸してください！
ご応募お待ちしております。
- 移住定住促進班 谷 一也
空き家の発掘は、移住者や市民の方々の住居探しを手助けすることができるやりがいのある仕事です！ご応募お待ちしております！

五島市地域おこし協力隊募集要項（空き家バンクの促進）

1. 募集人数 1名

2. 勤務地 五島市役所 地域振興部 地域協働課 移住定住促進班
(長崎県五島市福江町1番1号)

3. ミッション

- 1) 空き家バンクへの物件登録促進
- 2) 空き家バンク関連補助金の活用促進
- 3) 空き家流通に向けた企画立案・実施

4. その他の活動（任意）

- 1) *¹五島市に定住するための活動（業務時間中に実施可）
- 2) *²本業に支障がない範囲で副業可（業務時間外での実施可）

*¹「定住するための活動」かの判断は、協力隊員と配属課職員との協議により判断

*²配属所属長から「業務に支障がない」と意見をもらった上で、総務課へ届け出が必要

5. 活動期間

令和7年5月1日から令和8年3月31日まで

（最初の任期は任用の日から令和8年3月31日まで）

活動状況により、最長3年まで延長可能です（令和10年3月31日まで）

6. 応募条件

1) 3大都市圏をはじめとする都市地域等にお住まいで、採用後、

五島市に生活の拠点を移し、住民票を異動できる方

※3大都市圏をはじめとする都市地域等とは…（詳しくはお問い合わせください）

埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域、政令指定都市及び「過疎、山村、離島、半島等の地域」

に該当しない市町村

2) 空き家活用や不動産取引に関する専門知識や経験を有しており、

それらを活かして、五島市役所との協働により空き家対策に取り組むことができる方

3) 地域住民や家屋の所有者、事業者等とコミュニケーションをとり協力しながら、

意欲的に活動できる方

4) 離島の生活に憧れ、楽しむことができる方

5) 活動期間終了後も五島市に定住し、起業又は就業しようとする意欲がある方

6) パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の一般的な操作ができ、

SNS等を使って情報発信できる方

7) 普通自動車免許を有し、実際に運転できる方（AT限定可）

8) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する下記の欠格条項に該当しない方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 五島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

<活動イメージ>

STEP 0 1

○空き家バンクの物件登録促進（物件の掘起）
○登録物件の質の向上（リフォーム&家財処分補助の活用促進）
○空き家バンク相談室及び空き家バンクページの改善点ピックアップ

STEP 0 2

○空き家バンクの物件登録促進及び登録物件の質の向上を進めつつ、
○ピックアップした改善点や新たなアイデアを基に、空き家バンク外の流通も含めた、さらなる空き家流通に向けた企画の立案、実施

STEP 0 3

○空き家流通に向けた企画の実施
○地域協働課職員や空き家バンク相談室へ引継ぎ
○起業準備

五島市に定住！

○空き家関連業務に従事
○空き家流通に係るワンストップ相談窓口を起業
○空き家を活用したゲストハウスなどの起業

7. 雇用形態

《五島市が負担するもの》

1) 任用形態：会計年度任用職員（パートタイム）

2) 給与：月額213,161円

期末手当有り（ボーナス）月額×1.25月分×年2回

勤勉手当有り（ボーナス）月額×1.05月分×年2回

（令和6年12月5日時点）

※在職期間が6ヶ月に満たない場合は支給割合が変更になります。

3) 勤務時間：週35時間（7時間/日）原則として月曜日から金曜日

年次有給休暇のほか特別休暇制度あり

4) 社会保険等：厚生年金・健康保険・雇用保険に加入

5) 住居：市が無償貸与、又は家賃補助（上限40,000円/月額）

6) 地域おこし協力隊だけの特別助成

①協力隊任期中において、退任後に五島市内に定住するにあたり必要な資格取得、

講習会受講に要する経費を30万円/年を上限に補助

②協力隊任期終了後に五島市にて起業若しくは事業継承をする者には

100万円を上限に補助

③協力隊任期終了後に五島市にて定住するために空き家を改修する者には

50万円を上限に補助（※令和6年12月現在、準備中。令和7年度より導入予定）

《協力隊員が負担するもの》

生活にかかる費用全般 ※五島市までの引越し費用を含む

8. 応募方法

1) 受付期間 令和7年2月5日（水）から令和7年2月25日（火）まで

郵送・電子メール受付可 提出書類の返却は不可 ※定員に達しない場合は再募集を行うことがあります

2) 応募書類

①五島市地域おこし協力隊応募用紙

②住民票（3大都市圏をはじめとする都市地域等に在住）

③運転免許証の写し

④会計年度任用職員登録申込書

※令和7年度予算が議決されない場合等により、採用できないことがあります

9. 選考方法

1) 第1次選考

令和7年2月下旬 受付期間中に書類が到着した方を対象に実施

2) 第2次選考

令和7年3月中旬 第1次選考合格者を対象に第2次選考（面接）を実施
・詳細な日時等は第1次選考結果を通知する際にお知らせします。
・面接は原則として、五島市役所での対面形式により行います。

3) 最終結果

第2次選考の結果により、合否の判定を文書で通知します

10. 応募先・お問合せ先

五島市役所 地域振興部 地域協働課 地域づくり協働班(担当：竹森)

住所：〒853-8501 長崎県五島市福江町1番1号 電話：0959-76-3070

FAX：0959-74-1994 メール：chiiki@city.goto.lg.jp

